

# 令和7年度 唐津市立肥前中学校

## 学校生活心得

き せ き



生徒指導年間目標

輝け!肥中生

～自他の個性を認め、心豊かに学び続ける生徒の育成を目指して～

生徒指導部

～自他の個性を認め、心豊かに学び続ける生徒の育成を目指して～

## ～ みんなのルール ～

### 1. みんなのルールについて

学校は、誰もが安心して生活することができ、勉強に一生懸命取り組むことができる場所であるはずです。そのような学校を築き上げることで、一人ひとりの力を伸ばしていくことができます。そのためには、生徒たちが守らなければならない大事な約束があります。これが「みんなのルール」です。

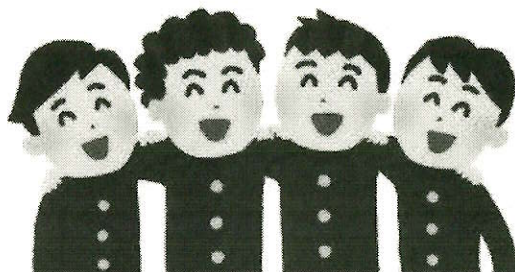
このルールは一人ひとりが守る大事な約束であり、また、このルールによって生徒の権利が守られています。この「ルール」を大切にして、一人一人が楽しく学べる肥前中学校を作り上げましょう。

#### (1) 人に対して暴力はふるいません。(何があっても暴力はいけません)

どんな理由があっても他人への暴力は許されません。暴力によって解決できるものは何もないからです。どんな小さな暴力でも見過ごしてしまえば、必ず繰り返され、なくなることはありません。

〈例〉

- ・殴る、蹴るなどの暴力をふるい、相手を傷つける。
- ・高所から飛び降りさせたり、階段で押したりする。
- ・脅す。(威嚇する)
- ・人の嫌がることを無理にさせる。(挑発する)



#### (2) いじめたり、人の心を傷つける「言葉の暴力」はしません。

身体的なことや言動をあげつらって「からかう・いじめる・言葉で脅かす」ことは孤立感、恐怖感を与え、人の心を傷つけたりするので、暴力と同じように許されません。

〈例〉

- ・ひどい言葉を使っただけのしる。
- ・差別的、性的差別的な言葉を使ったり、そのような行為をする。
- ・洋服や下着を脱がせたり、その人が恥ずかしいことを言わせたりする。
- ・落書きや手紙、ネットやSNS上で悪口を書いたり、他人の画像を無許可で載せる。
- ・ひどい嘘をつく。
- ・仲間はずしやいじめ行為をする。
- ・身体的特徴についてからかう。



### (3) お金や物を盗んだり、自分の健康を損なうことはしません。

(安心して学校生活を送ることができます)

社会生活で通用するような「ルールを尊ぶ精神」を身につけ、みんなが信頼し合って安心して生活できるような学校を築いていくためのものです。

〈例〉

- ・盗む。(万引きや窃盗)
- ・金品を不正に要求しない。
- ・お酒などのアルコール類を飲む。
- ・たばこを吸う。
- ・薬物を使用する。
- ・生活リズムを崩さない。(家出、深夜徘徊など)



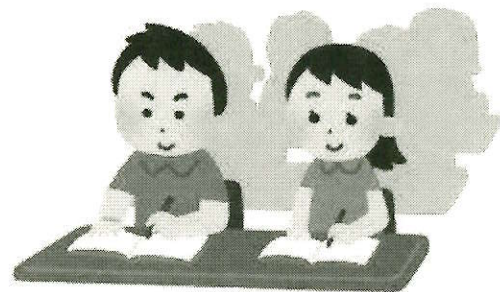
### (4) 学習の邪魔になることはしません。

(だれにも邪魔されずに学習することができます)

落ち着いて学習することは、一人ひとりの大切な権利です。授業中、他の人の学習の邪魔になる行為は認められません。

〈例〉

- ・服装や身なりが乱れている。
- ・授業を妨害し、注意に従わない。
- ・教室を占領する。
- ・授業を抜け出して校内をウロウロする。
- ・許可なく入ってはいけないところに入る。

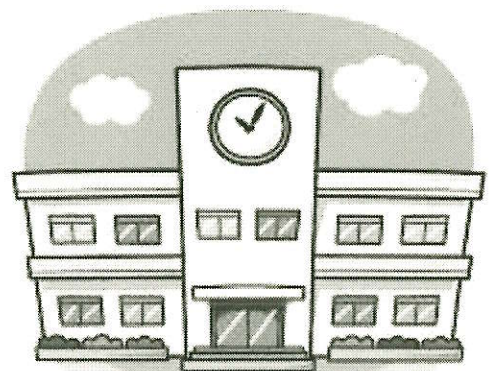


### (5) 学校の施設や用具を壊しません。(良い環境で学習することができます)

学校の施設や道具はみんなが大切に使わなければなりません。いつまでもみんなが使うものだからです。

〈例〉

- ・ドアや壁、スイッチなどを壊す。
- ・学校の道具を勝手に持ち出す。
- ・教室や学校を故意にひどく汚す。
- ・落書きも壊すことと一緒に。
- ・火遊びなど放火につながるような行為を行わない。



# 生活のしおり

## 〈登校～朝の会まで〉

1. 欠席する場合は、保護者が学校にはなまる連絡帳もしくは、電話で連絡する。

\* 肥前中：0955 - 54 - 1105

2. 8：03までには登校し、課題の提出やタブレットによる健康チェック

朝読書の準備をする。

3. 8：05に教室に入っていない場合は、遅刻となる。
4. 8：05～8：15は、朝読書をする。（8：05には提出物を提出しておく）
5. 8：15～8：20は、朝の会をする。
6. 8：20～は係活動をする 【例】提出物係 など

## 〈授業・休み時間〉

1. 授業の始まりと終わりの挨拶をきちんとする（けじめをつける）。
2. 始業時間を守る（特に移動教室、体育の前後の更衣や準備、後片付け時間を考えて、次の授業に遅れないようにする）。
3. 移動教室時は、戸締り、消灯を徹底する（盗難、問題行動防止のため）。
4. 昼休みは、学年フロアの教室に限り、トランプや将棋などのボードゲームをすることができる。ただし、道具は学校が準備したものを使用する。\* 10分休みは不可
5. 授業中及び休み時間に体調を崩した場合は保健室に行く。その際、担任もしくは教科担当に申し出て、保健室来室カードをもらって行く（緊急時は除く）。
6. 必要のない場合は他教室、他学年フロアに入らない。
7. 早退する場合は、担任に申し出る。☆通院はできるだけ放課後にする。

## 〈授業終了～掃除～下校〉

1. 授業終了後すぐに掃除の班で集合し、始めの挨拶をした後に掃除を開始する。掃除終了後は、掃除の班で終わりの挨拶を行い教室に戻る。（掃除のチェックを担当の先生と行う）
2. 帰りの会終了後は、下校時間を守る。

\* 原則として部活動に入っていない生徒の下校は帰りの会終了後15分とする。

\* 部活動に入っている生徒の下校は、部活動終了後15分とする。（時間厳守）

## 〈登下校について〉

1. 交通ルールやマナーを守り、事故のないように通学する。
2. 登下校は、原則として徒歩もしくは自転車で通学する。
3. 不審者による悪質な行為を受けた場合や受けそうになった場合は、近くの大人に助けを求める。その後、速やかに保護者や学校、警察に連絡をする。
4. 自転車通学は、許可を受けた生徒のみとする。自転車通学許可証、ステッカーを渡す。  
(自転車も車と同じで、道路交通法を守る)
5. 自転車通学生は、必ずヘルメットを着用する。

## 〈所持品について〉

1. 所持品には全て記名をする。
2. 学校生活に不要なものを持ってこない。  
\*スマートフォン・携帯電話、カメラ、不要な金銭、マンガ、雑誌、ゲームなど。  
\*刃物、火器類などの危険物は絶対に学校に持ち込まない。

## 〈服装規定について〉

学校は、公の場であること、誰もが安心して生活でき、勉強に一生懸命取り組むことができる場であることを踏まえ、服装(身だしなみ)については、①清潔であること、②TPO(時・場所・場合)にふさわしいこと、③周囲に不快感を与えないことを原則とする。

1. 本校では、規定の制服を着用する。
2. 服装に関する諸規定は別に定める。 \*肥中生の正しい服装を参照

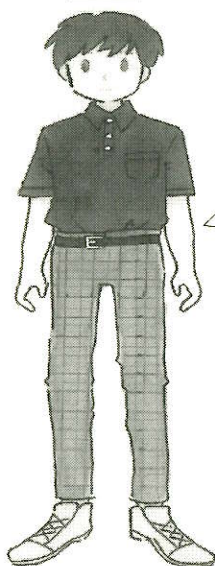
## 〈その他〉

1. バッグ1つにつき、お守り1つ+キーホルダー1つまでつけられる。なお、大きさはテニスボール程度の大きさまでとする。
2. 時と場所と場合に応じた言葉遣いを心掛ける。

76人がこの肥前中学校で生活します。生徒のみなさんはもちろん、先生方を含め、みんなが気持ちよく学校生活を送ることができるように以上のことを頑張りましょう。

## 肥中生の正しい服装（夏服編）

A



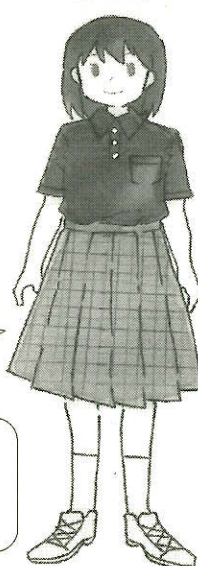
1. 第一ボタンは開けても閉めてもよい。
2. 裾はスラックスやスカートに入れても、入れなくてもよい。
3. インナーは目立たないもの（白・黒・紺・グレー・ベージュなどの無地）とする。
4. ジャージの着用は原則として運動時や作業時（担当の先生から指示・許可があったとき）のみとする。

1. 黒のベルトを着用する。
2. ズボンのすそは地面につかない程度とする。

1. スカート丈は、膝頭が隠れる程度とする。（膝立ちをして床に裾がつく）

1. 靴下は白・黒でくるぶしが隠れるものとする。（ワンポイントのデザインは可）
2. 靴は運動しやすく、白・黒を基調としたものとする。（ロゴマークやライン等のデザインは可）

B



【A・B共通】

<頭髪>

「清潔で、学習や運動に支障が出ない頭髪とする」

ここでいう清潔とは、衛生的で周囲に不快感を与えないことを指す。髪型は多種多様で、個別の髪型について明記することは困難であるため、特定の髪型を禁止することはないが、上記に反すると認められる場合は、個別に指導・対応する。

1. 頭髪の加工をしない。（パーマ・染色・脱色）
2. 前髪が目にかかる場合は、ピンで留める。ピンの色は目立たない色とする。（スリーピン可）
3. 髪が肩（鎖骨）に触れる場合はゴムで結ぶ。ゴムの色は目立たない色とし、単一の結び方で完結させる。（複数の結び方を組み合わせた複雑なものにしない。）

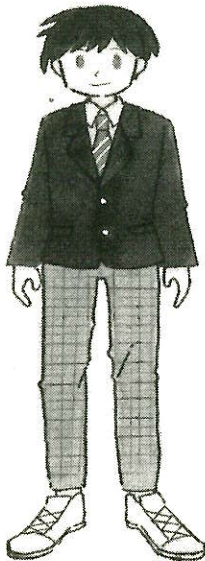
<その他>

4. 整髪料・化粧・マニキュア等を使用しない。
5. 眉を加工しない。（極端に細くしたり薄くしたりしない）
6. 爪を長く伸ばさない。
7. アクセサリー不可。

※制服とは、ある集団に属する人が着る色や型の定められた服装のことである。

## 肥中生の正しい服装（冬 服 編）

A



1. インナーは目立たないもの（白・黒・紺・グレー・ベージュの無地）とする。
2. カッターシャツのみで寒い場合は、ジャケットを着用する。それでも寒い場合は、ジャケットの下にセーター、カーディガン等（白・黒・紺・グレー・ベージュの無地）を着用する。
3. ジャケット着用時はネクタイを着用し、ボタンを留める。（ネクタイ・ボタンは学校指定のもの）
4. ジャージの着用は原則として運動時や作業時（担当の先生から指示・許可があったとき）のみとする。

1. 黒のベルトを着用する。
2. ズボンのすそは地面につかない程度とする。

1. スカートの文は、膝頭が隠れる程度とする。（膝立ちをして床に裾がつく）

1. 靴下は白・黒でくるぶしが隠れるものとする。（ファンポイントのデザインは可）
2. 靴は運動しやすく、白・黒を基調としたものとする。（ロゴマークやライン等のデザインは可）

B



### 【A・B共通】

#### <頭髪>

#### 「清潔で、学習や運動に支障が出ない頭髪とする」

ここでいう清潔とは、衛生的で周囲に不快感を与えないことを指す。髪型は多種多様で、個別の髪型について明記することは困難であるため、特定の髪型を禁止することはしないが、上記に反すると認められる場合は、個別に指導・対応する。

1. 頭髪の加工をしない。（パーマ・染色・脱色）
2. 前髪が目にかかる場合は、ピンで留める。ピンの色は目立たない色とする。（スリーピン可）
3. 髪が肩（鎖骨）に触れる場合はゴムで結ぶ。ゴムの色は目立たない色とし、単一の結び方で完結させる。（複数の結び方を組み合わせた複雑なものにしない。）

#### <その他>

4. 整髪料・化粧・マニキュア等を使用しない。
5. 眉を加工しない。（極端に細くしたり薄くしたりしない）
6. 爪を長く伸ばさない。
7. アクセサリー不可。

※制服とは、ある集団に属する人が着る、色や型の定められた服装のことである。